

令和5年2月22日

白山市総務部監理課

令和4年8月大雨に係る災害復旧工事における  
現場代理人の兼務の取扱いについて

建設工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、令和4年8月大雨による災害の早期復旧を円滑に行うための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取扱うこととします。

記

- 1 現場代理人として兼務可能な工事の契約額及び契約額の合計額、件数の上限について  
（1）契約額  
4,000万円以上の工事も可能とします。  
なお、災害復旧工事の場合は入札公告等に明記します。  
（2）契約額の合計  
通常の間務可能な契約合計額は8,000万円未満であるところ、災害復旧工事はその合計額に含めないものとします。  
（3）件数の上限  
災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）とします。
- 2 現場代理人として兼務可能な工事件数の数え方の特例について  
同一河川又は同一路線内で近接した複数の災害復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合冊による発注））が行われた場合に限り、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができます。

### 3 留意事項

- (1) 本取扱いにおける「災害復旧工事」とは、「令和4年8月大雨に伴う災害復旧工事」を言い、その他の災害復旧工事は通常の工事とみなします。
- (2) 兼務する工事に白山市発注工事以外の工事が含まれる場合、その発注機関の承認も受ける必要があります。
- (3) 本取扱いに記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとします。
- (4) 主任技術者や監理技術者の兼務に関する取扱いについては、通常どおりとします。

### 4 適用期間

令和6年3月31日までとする。

( 事務担当 ) 総務部 監理課 検査係 076-274-9513
---